

総発第201号
令和4年8月1日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和4年6月30日付監発第42号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「光ヶ丘プール」（教育委員会スポーツ振興課）
上記施設の指定管理者 《加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ》

【指摘事項】

- (1) 利用料金の承認手続について（加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ）
（教育委員会スポーツ振興課）

指定管理者独自の利用料金設定（一般（大人）30日券4,000円）については、市長の承認を得ているが、その他酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）に規定された通常の使用区分に係る利用料金の承認手続が行われていない。

酒田市光ヶ丘プールの利用料金については、設置管理条例第17条第2項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

■措置内容

酒田市光ヶ丘プールの利用料金について、設置管理条例に基づき、指定管理者が市長の承認を得るよう適正に事務処理を行う。

（加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ）
（教育委員会スポーツ振興課）

(2) 開館時間の変更承認手続について (加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ)
(教育委員会スポーツ振興課)

酒田市光ヶ丘プールの開館時間については、酒田市体育施設設置管理条例 (以下「設置管理条例」という。) 第11条第1項及び別表第2並びに酒田市光ヶ丘プール仕様書 (以下「仕様書」という。) 第1 3 (2) に基づき午前10時となっているが、自主事業 (水泳教室) については、午前10時前に開館し使用している。設置管理条例では、指定管理者は教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができるとしているが、この手続を経ないまま開館時間を変更している。

前回、平成30年度の指定管理者監査で文書指摘しているが、改善されていなかった。設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

■措置内容

酒田市光ヶ丘プールの開館時間について、指定管理者が開館時間を変更する際には、設置管理条例にのっとり教育委員会の承認を経るよう適正に事務処理を行う。

(加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ)
(教育委員会スポーツ振興課)